

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年12月26日(2013.12.26)

【公表番号】特表2013-510856(P2013-510856A)

【公表日】平成25年3月28日(2013.3.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-015

【出願番号】特願2012-538889(P2012-538889)

【国際特許分類】

C 0 7 J	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/58	(2006.01)
A 6 1 P	5/28	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	13/08	(2006.01)
A 6 1 P	17/14	(2006.01)
A 6 1 P	1/14	(2006.01)
A 6 1 P	15/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 P	19/08	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/18	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/10	(2006.01)
A 6 1 P	35/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/14	(2006.01)
A 6 1 P	13/10	(2006.01)
A 6 1 P	15/12	(2006.01)

【 F I 】

C 0 7 J	43/00	C S P
A 6 1 K	31/58	
A 6 1 P	5/28	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	13/08	
A 6 1 P	17/14	
A 6 1 P	1/14	
A 6 1 P	15/08	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 K	9/48	
A 6 1 K	9/107	

A 6 1 K 9/06
 A 6 1 K 9/14
 A 6 1 K 9/10
 A 6 1 K 9/08
 A 6 1 P 17/10
 A 6 1 P 19/08
 A 6 1 P 9/12
 A 6 1 P 29/00
 A 6 1 P 35/02
 A 6 1 P 31/18
 A 6 1 P 7/00
 A 6 1 P 19/10
 A 6 1 P 35/04
 A 6 1 P 3/14
 A 6 1 P 13/10
 A 6 1 P 15/12

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月8日(2013.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

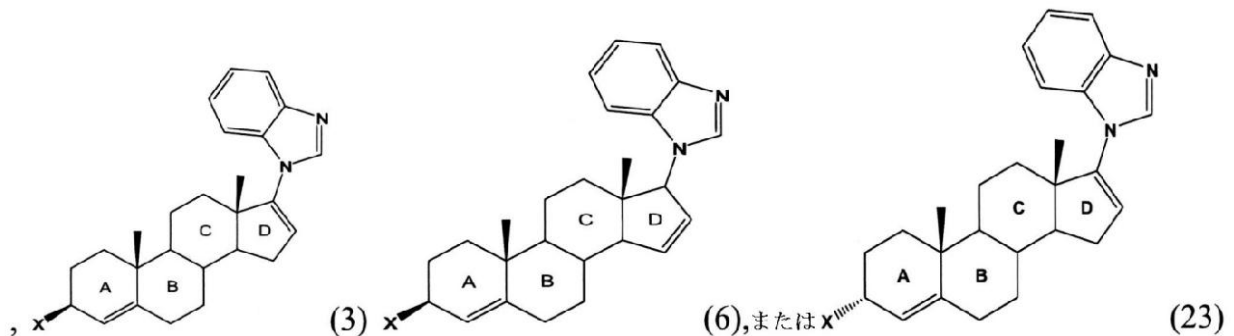
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の式の化合物、

【化1】



あるいは、その薬学的に許容可能な塩、N - オキシド、結晶形態、多形態、または、溶媒和物であって、

式中、

X は、OH、O 結合硫酸塩、あるいは、1, 2, 3, または 4 位の酸素原子を介して結合したグルクロン酸、または、グルクロン酸エステルである、ことを特徴とする化合物。

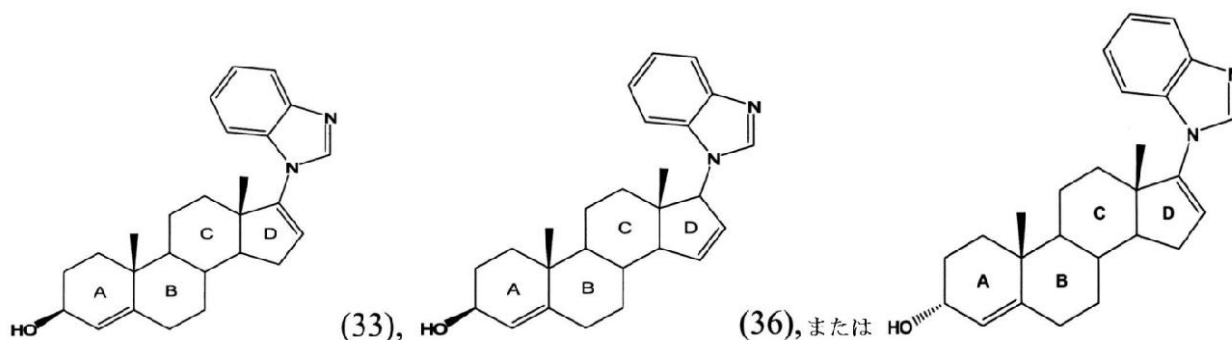
【請求項2】

X はOHである、ことを特徴とする請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

以下の式から選択される、ことを特徴とする請求項1に記載の化合物。

【化 2】



【請求項 4】

請求項 1 または 3 のいずれかの化合物を含む医薬組成物。

【請求項 5】

医薬組成物は、非経口的に、静脈内に、筋肉内に、皮内に、皮下に、腹腔内に、経口的に、口腔に、舌下に、粘膜に、直腸に、経皮的に、皮膚に、眼に、又は吸入経路による投与のために製剤されることを特徴とする請求項 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

医薬組成物は、錠剤、カプセル剤、クリーム、ローション剤、油、軟膏、ゲル、ペースト、粉末、懸濁液、エマルジョン、または、溶液としての投与のために製剤されることを特徴とする請求項 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

医薬組成物は、カプセル剤または錠剤としての投与のために製剤されることを特徴とする請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

医薬組成物は、粉末として化合物を含むことを特徴とする請求項 7 に記載の医薬組成物

。

【請求項 9】

カプセル剤または錠剤は、約 50 mg から約 2,000 mg の化合物を含むことを特徴とする請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

医薬組成物は 1 以上の薬学的に許容可能な賦形剤をさらに含むことを特徴とする請求項 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

1 以上の賦形剤は、充填剤、崩壊剤、潤滑剤、界面活性剤、流動促進剤、結合剤、砂糖、スターチ、ニス、またはワックスを含むことを特徴とする、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

アンドロゲン受容体媒介性の疾患又は疾病の処置で使用するための、請求項 1 または 3 のいずれかに記載の化合物。

【請求項 13】

前記アンドロゲン受容体媒介性の疾患又は疾病は、前立腺癌、良性前立腺肥大症、多毛症、脱毛症、神経性食欲不振、乳癌、及び男性性腺機能低下症から成る群から選択されることを特徴とする、請求項 12 に記載の化合物。

【請求項 14】

前記アンドロゲン受容体媒介性の疾患又は疾病は、前立腺癌、例えば、去勢抵抗性前立腺癌であることを特徴とする、請求項 13 に記載の化合物。

【請求項 15】

アンドロゲン受容体媒介性の疾患又は疾病の処置で使用するための、請求項 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

前記アンドロゲン受容体媒介性の疾患又は疾病は、前立腺癌、良性前立腺肥大症、多毛症、脱毛症、神経性食欲不振、乳癌、及び男性性腺機能低下症から成る群から選択されることを特徴とする、請求項 15 に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

前記アンドロゲン受容体媒介性の疾患又は疾病は、前立腺癌、例えば、去勢抵抗性前立腺癌であることを特徴とする、請求項 16 に記載の医薬組成物。